

令和7年度「学びへつなぐ地域型学習支援事業」にかかる学習支援実施運営団体募集に関する質問への回答

No.	資料名・ページ	番号/項目等	質問	回答
1	募集要領1ページ	1.事業趣旨および3.対象事業(1)事業対象者	「子どもの貧困の連鎖防止」を考える上で、社会のセーフティネットから漏れ落ちるリスクが高まる「高校中退者」を防ぐことの必要性が指摘されています。本事業においては高校進学を目指す中学生が対象となっていますが、高校進学後のドロップアウトを防ぐための取り組みとして継続的な関与も必要と考え、高校生（中学3年生時に本事業に参加した者）も本事業の対象として検討したいと考えていますが、制度に合致していますでしょうか？	募集要領1ページ3.対象事業(1)事業対象者に記載のとおり、本事業の対象者は中学生です。高校生を対象とした学習支援にかかる経費を補助対象経費に含めることはできません。一方で、本事業の実施に併せて、団体独自で質問にあるような取り組みを実施されることを妨げるものではありませんので、具体的な取り組みが決まりましたらご相談ください。
2	募集要領1ページ	3. 対象事業 (2)実施内容	受講生募集にかかる支援として、神戸市立中学生保護者との連絡ツール「すぐーる」を活用した周知を行っていただいておりますが、その頻度を年1回から2回に増やしていただくことは可能でしょうか。（例：5月に新年度受講生募集告知、12月に追加募集が可能な運営団体に限定した募集告知を1・2年生対象に行う。）	追加募集の必要がある場合は、本市においても募集の支援を予定していますが、どのような募集の広報をするかは、各団体の受講状況等も踏まえて検討したいと考えています。
2	募集要領1ページ	3. 対象事業 (2)実施内容	「受講生(中学生)の募集・受付・決定」とあり、原則団体側で募集をするものと理解しましたが、神戸市として受講生募集の具体的なサポート手段はなにか想定されていますか？ ・データ情報：例えば「すぐーる」 ・チラシ等の紙媒体の発信：例えば、中学校からの情報提供、生活困窮自立支援相談窓口来訪者のうち子どものいる家庭への情報提供、保健センターからの対象家庭への情報提供、各圏域のふれあいのまちづくり協議会への情報発信支援、保護司会や要保護児童対策地域協議会等への情報提供など	本市としては、新年度受講生の募集にかかる支援として、以下の実施を予定しています。 ・神戸市立中学生保護者との連絡ツール「すぐーる」を活用した周知 ・市保有の各種SNS（ここならチャットKOBE、こうべ子育て応援LINE等）による周知 ・神戸市ホームページへの受講生募集情報の掲載 ・神戸市立中学校スクールソーシャルワーカーへの情報提供 ・受講生募集にかかる記者資料提供 なお、紙媒体での発信は行う予定はありません。
4	募集要領3ページ	6. 補助対象経費	自法人が所有している施設を使用して学習会を行う場合、会場使用料として補助対象とすることができる経費はありますか。（水光熱費の按分等）	補助金は、実際に支出した経費を対象とするため、団体が保有する施設を使用する場合は、使用料を計上することはできません。光熱水費については、本事業にかかる部分を適切な按分等により切り分けられる場合は、積算を明確にして計上することは可能です。
5	募集要領3ページ	6. 補助対象経費	保険料について、損害保険等への加入は必要と思われます。当法人が一括契約している損害保険で本事業の対応を考えると、利用人数や活動時間等の基準に応じて按分して計上することは可能ですか？（例：年間50000円の契約→20%該当=10,000円を本事業に計上）	団体の本来活動とは切り分けたくうえで、本事業にかかる部分を適切な按分等により切り分けられる場合は、積算を明確にして計上することは可能です。（例の場合、「20%」の明確な根拠を呈示できる場合は、計上可能です。）
6	募集要領5ページ	13. 事業報告	ボランティア謝金の支払い方法について、現金ではなく振込等（電子マネー決済を含む）でも可能でしょうか。また、その場合は1～2カ月分をまとめて支払うことも可能でしょうか。	ボランティア謝金は、金額及び貴団体から支払いされていることを確認できれば構いません。そのため、銀行振込や複数回分をまとめて支払うことが可能です。電子マネーについても、銀行振込同様に、金額及び貴団体から送金されたことが確認できれば構いません。